

令和8年度香美市提案型市民役事業補助金 募集要領

1 事業概要

本事業は、香美市提案型市民役事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市の活性・市民の連携を広げることを目的に、創意溢れる「香美市のまちづくり」に役立つ事業に補助金を交付します。

(1) テーマ

香美市合併20周年を盛り上げる事業

(2) コース

コース	チャレンジコース	にぎわいコース
募集事業	比較的小規模な公益の事業	香美市を元気にする事業
総事業費	10万円以上	50万円以上
補助率	10分の10	5分の4
補助上限	20万円	100万円
審査方法	書面選考	提案説明会を伴う審査 ※事前の書類提出も必要

2 募集期間

令和8年5月19日（火）から令和8年6月19日（金）まで
郵送の場合は、令和8年6月19日午後5時15分必着

3 補助対象者（要綱第2条関係）

以下の要件をすべて満たす団体

- (ア) 団体の構成員は、5人以上で構成され、その半数以上が市内に住所又は勤務先、通学先を有すること。
- (イ) 事務所等活動の拠点が香美市市内（事業主体は市外でも可）にあること。
- (ウ) 代表者が明らかであり、規約や会則等を備え、予算及び決算等の会計処理が行われていること。
- (エ) 香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (オ) 香美市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含めないこと。
- (カ) 宗教的活動や政治的活動を主たる目的として設置された団体でないこと。
- (キ) 公序良俗に反すると認められる団体でないこと。

4 補助対象事業（要綱第3条関係）

次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (ア) 市内で実施される事業であること。
- (イ) 事業の実施計画（事業効果を含む）及び収支計画が明確な事業であること。
- (ウ) 令和9年3月15日までに事業を完了し、実績報告書が提出できる事業であること。
- (エ) チャレンジコースにあつては、総事業費10万円以上の事業であること。
- (オ) にぎわいコースにあつては、総事業費50万円以上の事業であること。

5 補助対象経費（要綱第4条関係）

(1) 対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、事業に必要な経費のうち、次表のとおりです。

科目	対象経費の例	対象とならない経費の例
賃金	事業実施のために雇ったアルバイト等の賃金	申請団体および団体構成員に対し支払う経費
報償費	申請団体会員以外への謝礼（講師、司会者、出演者、専門家等）	申請団体および団体構成員に対し支払う経費：儀礼に係る経費（手土産、花束等）
需用費	消耗品等の購入費 チラシ・ポスター等の作成費や印刷費 ※イベント等の弁当・茶代は可とする	私物と区別できないもの 飲食費 (イベント等の弁当・茶代以外のもの)
役務費	各種案内やチラシ配布の通信運搬に係る経費・イベント時の保険料等	団体の電話代、インターネット接続料等、団体の年間活動に対する保険、光熱費
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用	
使用料賃借料	機器類の賃借料 イベントなどの会場等の使用料	
その他	事業のために必要な経費で、審査委員会が必要かつ適切と認めたもの ※補助対象経費となるかについては、個別に経費の内容を審査します。	備品購入（事業実施上、購入がやむを得ないと認められる場合、1品2万円以下を可とする） 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが確認できない経費

(2) 対象とならない経費

(ア) 交付決定日前に発生した経費

(イ) 事業実施に直接かかわらない、団体の経常的な運営に係る経費

(ウ) 許可無く事業内容を変更し、支出された経費

6 補助限度額及び補助率等（要綱第5条）

(1) チャレンジコース

補助限度額 20 万円、補助率 100% (総事業費 10 万円以上)

(2) にぎわいコース

補助限度額 100 万円、補助率 80% (総事業費 50 万円以上)

(3) 補助金の計算方法

A = 事業収入 - 補助対象外経費

【Aが0円以上で且つ補助対象経費がAより大きいとき】

補助金額 = (補助対象経費の総額 - A) × 補助率

【Aが0円未満のとき】

補助金額 = 補助対象経費の総額 × 補助率

※事業収入によってすべての事業費が賄える場合、補助金を交付することはできません。

7 交付申請（要綱第6条関係）

募集期間終了までに(1)に定める必要書類を香美市電子申請システムにて提出すること。香美市電子申請システムが利用できない場合は、印刷したものを1部提出すること。

【香美市電子申請システム URL】

https://apply.e-tumo.jp/city-kami-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=19933

(1) 必要書類

(ア)から(オ)までの書類は、香美市公式ホームページからダウンロードできます。内容によっては、追加で書類の提出を依頼することがあります。

- (ア) 香美市提案型市民主役事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (イ) 収支予算書
- (ウ) 構成員名簿
- (エ) 補助金交付申請に係る事業の企画書
- (オ) 同意書
- (カ) 規約、会則又はこれらに類する書類

8 補助対象事業の審査等（要綱第7条関係）

提案の採否は、まちづくり委員会(住民代表)、副市長、地域創生課長、香北支所長、物部支所長で構成される審査委員会が審査基準に基づき審査し、決定します。

(1) 審査会日程

開催日：令和8年6月28日（日）

開催場所：香美市役所3階会議室

公開方式で実施

(2) 審査方法

チャレンジコースは、提出された書類にて審査します。

にぎわいコースは、提出された書類及び申請団体による提案説明にて審査しますので、申請団体は、審査会に参加できること。提案内容の説明時間は、1団体25分（提案内容の説明約10分・質疑約15分）となります。提案説明開始の時刻は、申請書受領後に別途通知します。

(3) 審査基準

基準点をクリアした事業は、点数により順位付けし、上位から順番に予算の範囲内で交付対象者を決定します。

(ア) 審査基準点

審各項目の評価点が配点の3割未満になった場合は、不可とする。

審査員の一人でも各項目で0点を付けた項目がある場合は不可とする。

(イ) 審査基準表

項目	チャレンジ	にぎわい
事業の目的・公益性・テーマとの合致度 ・市民が考え、市民が主体となって、市民のために提供する事業か。 ・今年度のテーマとの合致度は高いか。	30	30
事業計画の具体性 ・事業に計画性があり、スケジュールに無理がないか。 ・経費の配分が効率的であり、資金計画に確実性があるか。	20	20

項目	チャレンジ	にぎわい
事業の効果 ・多くの市民の方が参加できるイベントとなっているか。 ・参加者数、満足度、地域交流の活性化など、具体的な効果が期待できるか。	20	30
事業の継続性 ・単年度で終わるのではなく、次年度以降も同様の活動や発展が期待できるか。	20	—
事業の広報 ・事業の内容を市民に周知するための効果的な広報手段が検討されているか。	10	20

9 補助金の交付の決定（要綱第8条関係）

審査会の審査結果報告を受けた後に、交付の決定を行います。交付の決定後、すみやかに補助金の交付団体へは、香美市提案型市民主役事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知します。それ以外の団体へは、香美市提案型市民主役事業補助金不交付決定通知書（様式第2号の2）を通知します。

10 留意事項

- (ア) 交付決定後、比較的軽微な事業計画及び予算の変更であっても必ず事前に事務局へ相談してください。
- (イ) 事業完了後30日以内又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要となります（要綱第11条）。
- (ウ) 本事業は、ふるさと納税の積立金を原資としていますので、補助金交付事業を実施するときは、チラシ等に「令和8年度香美市まちづくり応援基金活用事業」と表示するなどの広報をお願いします。
- (エ) 広報物作成やSNSでの発信、事業実施に際しては知的財産権を侵害しないよう、留意をお願いします。
- (オ) 収支予算書の作成にあたっては、補助対象経費に該当するかについて慎重に確認のうえ作成してください。

11 問合せ先・申請書提出先

〒780-8501

香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

香美市役所地域創生課政策調整係

電話：0887-53-1061